

## 埼玉県EV・PHV普及推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「EV・PHV」という。）の普及を目的として設置する「埼玉県EV・PHV普及推進協議会（以下「協議会」という。）」の協議事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) EV・PHVの普及推進方策の検討
- (2) EV・PHVの普及啓発
- (3) その他EV・PHVの普及推進に必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は必要に応じ適宜追加等ができるものとする。

### (会長等)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 協議会において、必要があると認めたときには、その会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (ワーキンググループ)

第6条 協議会には、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置に関する事項は、会長が別に定める。

### (オブザーバー)

第7条 協議会の会議には、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

- 2 オブザーバーは、その会議において意見を述べるることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、協議会の意向により非公開とすることが適当であると認められるときは公開しないことができる。

2 傍聴に係る手続等の必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、環境部大気環境課において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年2月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条)

区分	機関等名	役職	氏名
学識 経験者	早稲田大学	大学院環境・エネルギー研究科 准教授	小野田 弘士
	埼玉大学	大学院理工学研究科 教授	久保田 尚
	日本自動車ジャーナリスト協会	理事	竹岡 圭
自動車関 連事業者	富士重工業株式会社		
	三菱自動車工業株式会社		
	トヨタ自動車株式会社		
	本田技研工業株式会社		
	日産自動車株式会社		
	新電元工業株式会社		
ユーザー	イオン株式会社		
	株式会社ローソン		
電力会社	東京電力パワーグリッド株式会社		
関係団体	埼玉県レンタカー協会		
	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会		
	一般社団法人埼玉県バス協会		
	埼玉県電気工事工業組合		
	埼玉県自動車販売協会		
市町村	戸田市		
	秩父市		
	北本市		
	さいたま市		
	川口市		
	熊谷市		
県	埼玉県		

(平成 28 年 4 月 1 日現在)